平成２３年（フ）第２０２０号
横浜市戸塚区下倉田町821番地　ハイツエクセレント101号
債務者　宍戸　晴香
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１６号
横浜市南区永田山王台13番５号　エステートピア弘明寺１－Ｂ号室
債務者　平原　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３２号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目12番地25　中
債務者　齊藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１８２号
横浜市戸塚区原宿３丁目57番２－６－304号
債務者　泉　　哲夫
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１６号
横浜市南区三春台149番地　ヴェルフォート三春台103号
債務者　平沼クリスティーナこと　ヒラヌマクリスティーナ　カルピオ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止の取消決定確定

平成２３年（フ）第１０５号
沖縄県うるま市勝連内間819番地　２Ｆ
破産者　新垣江利香
1　主文　破産手続開始決定及び破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成23年８月23日
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９０９号
福岡市西区野方５丁目15番６号、開始決定時住所福岡市博多区東那珂１丁目４－11　株式会社松屋内
破産者　松竹　一二
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５８７号
福岡市早良区大字石釜333番地の171
破産者　株式会社ヤスカワ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３５号
東京都千代田区内幸町１丁目７番19号
破産者　株式会社ひびや商店
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０２号
福岡県筑紫野市大字山家2328番地の３
破産者　タクミ機動建設株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７号
北海道標津郡中標津町計根別北１条西２丁目３番地１
破産者　丸協木工株式会社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第２８７号
茨城県水戸市見川２丁目65番地の１
破産者　株式会社グリーンハウジング
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４３号
大分市大字佐賀関2232番地の90
破産者　東九州運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
愛知県稲沢市朝府町17番２－213号
破産者　大和田雅彦
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
岐阜市八坂町23番地１
破産者　植村　昌文
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
宮崎市池内町立野下1827番５
破産者　有限会社ジェイズコーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第６９５号
岡山県玉野市玉原１丁目15番６号
破産者　濵　ふじ子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５号
三重県度会郡南伊勢町宿浦1274番地
破産者　奥村エツ子
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１９１号
大阪市住之江区新北島７丁目４番24号
破産者　株式会社本原
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部